

監 第 141 号
令和5年10月31日

南陽市長 白 岩 孝 夫 様
南陽市議会議長 舩 山 利 美 様

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 高 橋 篤

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、公益社団法人南陽市シルバー人材センターの財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定例監査結果報告書

1 監査の対象

公益社団法人南陽市シルバー人材センターの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行状況

・令和4年度高齢者就労機会確保事業補助金 7,100千円

2 監査の期日 令和5年10月25日

3 準拠基準 南陽市監査基準

4 監査の着眼点

監査の対象の財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

5 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、おおむね良好と認められた。